

別表 1

植樹、保育作業の別による協定期間

作業内容	協定締結期間	協定期間の考え方	備 考
① 植樹	最低 3ヶ年 最大 5ヶ年	活着の相互確認や活動の継続性から	
② 下刈	単年度可 最大 5ヶ年	海岸防災林の再生に向けた意識の醸成等の観点から	状況に応じて 1～2回/年
③ 施肥	単年度可 最大 5ヶ年	海岸防災林の再生に向けた意識の醸成等の観点から	
④ 補植	(最低3ヶ年) (最大5ヶ年)	活着の相互確認や活動の継続性から	① を実施場合 協定期間内
⑤ 除伐	単年度可	海岸防災林の再生に向けた意識の醸成等の観点から	